

## 第3節 公認会計士

### I 公認会計士制度を取り巻く環境

近年、我が国企業の活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化等を背景に公認会計士監査を通じた適正なディスクロージャーの確保とともに公認会計士監査に対する国際的な信頼の向上が、一層重要になってきている。また、公認会計士監査に対する社会的な期待の高まりを反映して、そのニーズは質的にも量的にも拡大してきている。

### II 公認会計士及び監査法人の現況等

#### 1. 公認会計士登録数の現況

公認会計士試験に合格し、公認会計士又は会計士補となる資格を有することとなった者が、公認会計士又は会計士補として業務を行うためには、日本公認会計士協会に登録しなければならないこととされており、平成13年3月末現在の登録者数は公認会計士1万3,209人、会計士補4,289人、外国公認会計士6人となっている。(資料5-3-1参照)

#### 2. 監査法人の現況

監査法人制度は、組織的監査推進の観点から昭和41年に創設されているが、平成13年3月末現在で、監査法人数は148法人となっており、監査法人に所属する公認会計士は6,367人(12年3月末現在)で全公認会計士の約半数、被監査会社のシェアは証券取引法監査の約9割(12年3月末現在)を占めるに至っている。(資料5-3-1参照)

また、近年の資本市場の国際的な一体化、企業統合等による企業の大規模化等を背景に、会計士監査の高度化や専門化等による監査業務体制の充実強化が一層強く求められており、このような要請を踏まえ、監査法人間の合併が行われている。この結果、監査法人の中で上位4大監査法人のシェアが高くなっており、所属公認会計士数で見ると約70%のシェアを占めている。

### III 公認会計士試験制度の概要

#### 1. 試験制度の概要

公認会計士試験は、第1次試験、第2次試験(短答式及び論文式)及び第3次試験(筆記及び口述)があり、第2次試験の合格者には、会計士補となる資格が与えられ、以後3年間のインターンを履修後に、第3次試験の受験資格を取得する。さらに、第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

(資料5-3-2参照)

## 2. 試験の実施状況

最近の公認会計士試験の実施状況を見ると、第1次試験の受験者が大幅に減少する一方、第2次試験の受験者は年々増加し、本年の受験者は1万2千人を超える規模となっている。(資料5-3-3参照)

# IV 日本公認会計士協会

## 1. 設立目的

日本公認会計士協会(以下、「協会」という。)は、公認会計士法に基づき、「公認会計士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うこと」を目的として設立された法人であり、公認会計士は同協会への加入を義務づけられている(公認会計士法第43条、第46条の2)。

## 2. 協会の役員

協会の役員任期は3年となっており、会長については会則において連続再選が禁止されている。

現在の役員状況は資料(資料5-3-4参照)のとおりであり、任期は平成13年定期総会終了時(平成13年7月3日)までとなっている。

## 3. 事業内容

平成12年度中の活動は、第34回定期総会(平成12年7月6日開催)において承認された事業計画に基づき、①職業倫理の保持高揚のための諸施策の実施、②継続的専門研修制度の充実、③監査業務の質的向上のための品質管理レビューの実施・整備、④新たな分野における会計・監査問題及びその周辺問題への積極的取組みなどの事業等に重点をおいて実施された。

なお、平成12年8月25日付の金融庁長官の認可を得て会則の一部変更を行い、公認会計士の職業倫理等に関して規定していた紀律規則を全面的に改正し、倫理規則を制定した。